

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定申請について

【対象となる中小企業者】

- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。
 - ・ 次の①・②・③いずれかの要件を満たしていること。
- ① 国に指定された災害等（以下、「災害等」という。）が発生した後の最近1か月（※1）の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期（※2）に比して20%以上減少することが見込まれること。
 - ② 創業者等であって、災害等が発生する前に営業していた等により売上高を有していた者については、最近1か月（※1）の売上高が災害等が発生した月の直前の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生した月の直前の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。
 - ③ 創業者等であって、災害等が発生する前に営業していなかった等により売上高を有していなかった者については、最近1か月（※1）の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。

【申請様式】

4-①	創業者以外の中小企業者
4-②	創業者等に該当し、災害発生前に売上高等を計上している期間がある中小企業者
4-③	創業者等に該当し、災害発生前に売上高等を計上している期間がない中小企業者

※1 「最近1か月」とは、申請月の前月か前々月となります。

（例：4月申請の場合、「3月」または「2月」）

なお、事業の性質上等、やむを得ない事情により、前々月も未集計の場合には、前々月の前の月も可とします。（例：4月申請の場合、「1月」も可）

※2 天災その他やむを得ない事情により前々年等との比較を行う場合は、月別残高試算表等により前年と比較できないことを証明する客観的根拠が必要です。

【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

＜申請の際の注意点＞

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありませんが、認定日から30日以内に信用保証協会へ届くよう、お早めに金融機関へお申し込みください。
- ・ 窓口申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階（ＪＲ川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階（ＪＲ武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）

提出書類チェックシート

	チェック欄	必要書類	書類概要
1	☒	提出書類チェックシート	この用紙
2	☐	認定申請書（2枚） 【押印不要】	本紙下部【様式確認表】にて申請書様式を御確認ください。 1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。 （様式は、市ホームページからダウンロードできます。）
3	☐	認定申請書の添付書類（1枚）	※認定申請書の様式に対応するものを使用してください。
4	☐	① 最近1か月の売上高が 確認できる書類 ② 比較対象月に該当する 3か月分（前年同期）の 売上高が確認できる書類	下記のア～エのいずれか ア. 法人事業概況説明書の写し イ. 確定申告書の写し ウ. 月別残高試算表 エ. 売上元帳等の写し（販管費、売り先等の明細のない資料 の場合は、 税理士又は会計士の記名押印 が必要）。 ※売上高の確認のため、客観的根拠となる資料を御用意く ださい。 ※比較対象月は申請様式により違いますので必ず御確認 ください。
5	☐	（法人の場合） 履歴事項全部証明書 【原本または写し】	発行日から3か月以内のもの。 <u>※本店登記地または事業実態のある事業所が川崎市内で あること。</u>
6	☐	（個人の場合） 直近の確定申告書【写し】	前年の所得税確定申告書の写し（第一表のみで可） ※納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができる必要が あります。 <u>電子申告の場合、「受信通知」または「メー ル詳細」を添付してください。</u>
7	☐	（②、③で申請する場合） 許認可証【写し】等「創業者等」 であることを証明する書類	許認可証や開業届等創業年月日等が確認できる書類の写 し
8	☐	（代理人申請の場合） 委任状【金融機関の場合、押切 印の押印必要】	代理人の本人確認ができる資料（社員証、免許証等）を御 提示ください。 ※代理人（受任者）が金融機関の場合は押切印の押印が必 要です。

【様式確認表】

申請書様式を御確認ください。

	申請書様式
創業者以外の中小企業者	4－①
創業者等に該当し、災害発生前に売上高等を計上している期間がある中小企業者	4－②
創業者等に該当し、災害発生前に売上高等を計上している期間がない中小企業者	4－③

【川崎市ホームページ「セーフティネット4号」】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000170497.html>

* 申請書等各種様式はこちらからダウンロードいただけます。

